

感染対策対応ランドリー機器導入のご検討に 感染症対策支援事業助成金のご案内

新型コロナウイルス対策の令和2年度第二次補正予算成立を受け、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業」(介護分)として以下の3つの事業が創設されました。

- (1) 感染症対策支援事業
- (2) 在宅サービス事業所のサービス再開支援事業
- (3) 職員に対する慰労金支給事業

そのうち、感染対策対応ランドリー機器導入に活用可能な**(1) 感染症対策支援事業**の概要は次の通りです。

感染症対策支援事業の概要	
対象事業所	すべての介護サービス事業所・施設 (利用者または職員に感染者が発生しているかは問わない)
対象経費	令和2年4月1日以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が起これなければ発生しなかった経費(かかりまし経費)で、感染症対策を徹底するために必要な経費であれば対象となります。(以下は例) <ul style="list-style-type: none">● 感染症対策に要する物品購入(感染対策対応の洗濯機器も対象です)● 外部専門家等による研修実施● 感染発生時対応・衛生用品保管等に柔軟に使える多機能型簡易居室の設置等● 消毒費用、清掃費用● ICT機器の購入費用またはリース費用 など
助成上限額	介護サービス類型ごとに上限額が異なります。(以下は例) <ul style="list-style-type: none">● 通所介護事業所(通常規模) 1事業所あたり 892千円● 介護老人福祉施設(特養)・介護老人保健施設 38千円×定員数● 介護療養型医療施設 43千円×定員数● 有料老人ホーム(定員30人以上の場合) 37千円×定員数

申請の流れ



- 支援事業の詳細は各都道府県ホームページに掲載されています。ご確認ください。
- 令和2年4月1日から令和3年3月31日までにかかる費用が対象です。支出済の費用だけではなく、申請日以降に発生が見込まれる費用も合わせて、概算で申請することも可能です。領収書等の証拠となる書類を保管しておいてください。
- 都道府県ホームページに掲載されている様式により交付申請書を作成します。
- 各都道府県の申請方法に従って交付申請します。
- 都道府県が申請内容を確認し、不備等がなければ支援金が交付されます。
- (概算額で申請し、補助金の交付を受けた場合のみ) 所定の様式にて実績報告を提出。実績金額が交付金額に満たなかった場合、精算を行います。

感染症対策支援事業の詳細および申請方法等についてはこちら

厚生労働省ホームページはこちら



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00144.html

各都道府県の関連ホームページへのアクセスはこちらから



https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_13342.html